あい ホールディングス株式会社

第12回 定時株主総会
招 集 ご 通 知

日　時

平成30年９月27日（木曜日）
午前10時（受付開始　午前９時）

場　所

東京都中央区銀座五丁目15番８号
時事通信ホール（時事通信ビル２階）
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

目　次

第12回定時株主総会招集ご通知　1

[株主総会参考書類]
第１号議案：剰余金の処分の件　4
第２号議案：取締役５名選任の件　5
第３号議案：監査役３名及び補欠監査役２名選任の件　9

[提供書面]
事業報告　15
連結計算書類　29
計算書類　32
監査報告　35

あい ホールディングス株式会社
証券コード 3076

証券コード　3076
平成30年９月５日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋久松町12番８号
あい ホールディングス株式会社
代表取締役会長　　佐々木　秀吉

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年９月26日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年９月27日（木曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都中央区銀座五丁目15番８号
　　時事通信ホール（時事通信ビル２階）
３．目的事項
　報告事項　１．第12期（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第12期（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　取締役５名選任の件
　　第３号議案　監査役３名及び補欠監査役２名選任の件

以　上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2．本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.aiholdings.co.jp）に掲載しております。
　① 連結計算書類の「連結注記表」
　② 計算書類の「個別注記表」
なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をするに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
3．株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.aiholdings.co.jp）に掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の２つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご押印は不要です。）

日 時　平成30年 ９月27日（木曜日）**午前10時**（受付開始：午前９時）

場 所　東京都中央区銀座五丁目15番８号
時事通信ホール（時事通信ビル２階）
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　平成30年 ９月26日（水曜日）**午後５時30分到着分まで**

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

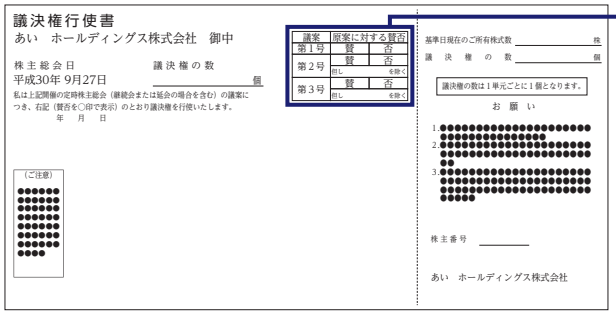
議決権行使書
あい　ホールディングス株式会社　御中

株主総会日　平成30年 9月27日

議決権の数　　個

私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。

年　月　日

（ご注意）

議案	原案に対する賛否	
第１号	賛	否
第２号	賛	否
第３号	賛	否

（白しを除く）

基準日現在のご所有株式数　　株
議決権の数　　個
議決権の数は１単元ごとに１個となります。
お願い
1
2
3
株主番号
あい　ホールディングス株式会社

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案
- ●賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- ●否認する場合 → 「否」の欄に○印

第2号議案　第3号議案
- ●全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- ●全員否認する場合 → 「否」の欄に○印
- ●一部の候補者を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、自己資本の充実と株主の皆様への利益配分を、共に経営の最重要課題と位置付け、経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的な安定配当を実現していくことを基本方針としております。

このような方針の下、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1　配当財産の種類

金銭といたします。

2　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　金20円

総　額　947,189,020円

3　剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年9月28日

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位及び担当
1	佐々木　秀　吉（ささき　ひでよし）再任	代表取締役会長 兼 最高経営責任者（CEO）
2	大　島　昭　彦（おおしま　あきひこ）再任	代表取締役社長
3	吉　田　周　二（よしだ　しゅうじ）再任	取締役管理本部長
4	三　山　裕　三（みやま　ゆうぞう）再任 社外 独立役員	社外取締役
5	河　本　博　隆（かわもと　ひろたか）再任 社外 独立役員	社外取締役

候補者番号
1



佐々木（ささき） 秀吉（ひでよし）（昭和31年９月25日生）

再　任

所有する当社の株式数　11,005,500株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和57年５月　東洋ホーム株式会社代表取締役
平成５年５月　株式会社ドッドウエル　ビー・エム・エス取締役
平成６年６月　同社代表取締役社長（現任）
平成７年５月　株式会社ビーエム総合リース代表取締役社長（現任）
平成12年12月　ＮＢＳカード株式会社代表取締役会長
平成19年４月　当社代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）（現任）
平成20年６月　グラフテック株式会社代表取締役会長
平成21年２月　株式会社あい設計代表取締役会長（現任）
平成21年７月　グラフテック株式会社代表取締役社長（現任）
あいエンジニアリング株式会社代表取締役社長（現任）
平成26年10月　ＮＢＳカード株式会社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

当社設立以来、確固たる企業理念の下、強いリーダーシップでグループ全体を牽引し、9期連続の増収増益に導いています。これまで築いてきたステークホルダーの皆様との信頼関係をベースに今後の10年は、新たにAI、IoTを基軸としたビジネス展開で更なる発展をめざしています。

これまでの実績、経験、そしてこれまでに培われた経営理念によって、今後もグループを更なる発展に導くことが期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

5/5回

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
2



大島（おおしま） 昭彦（あきひこ）（昭和22年５月27日生）

再　任

所有する当社の株式数　81,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和49年４月　全国中小企業団体中央会（通商産業省（現　経済産業省）所管法人）
平成６年６月　株式会社ドッドウエル　ビー・エム・エス取締役（現任）
平成７年８月　同社取締役社長室長
平成９年10月　同社取締役管理本部長
平成10年９月　株式会社ビーエム総合リース取締役（現任）
平成11年４月　広島県議会議員
平成21年１月　株式会社あい設計取締役（現任）
平成24年９月　当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

株式会社ドッドウエル　ビー・エム・エス取締役就任以来、幅広い人脈と情報網で有望市場の開拓を提唱し、そして当社ではコンプライアンス強化と統制管理を推進してきました。卓越した見識と情報網で、今後もグループ全体の管理体制強化に強いリーダーシップを発揮し、当社発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

2/5回

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
3



吉田 周二（よしだ しゅうじ）（昭和35年４月６日生）

再　任

所有する当社の株式数　2,500株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和59年４月　グラフテック株式会社入社
平成18年10月　同社国内情報機器営業本部長
平成20年７月　同社総合企画部長
平成21年１月　当社経営戦略部長
平成22年７月　グラフテック株式会社執行役員海外営業本部長
平成23年６月　日本電計株式会社社外取締役（現任）
平成26年７月　当社管理本部総務人事部長
平成26年９月　当社取締役管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社では管理本部長として管理基準の整備とガバナンス強化を推進しています。これまでの経験と実績から、当社業務における社会的な責任と使命を理解し、経営管理を的確に遂行する資質を備えており、今後も当社の発展を牽引することが期待できることから引き続き取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

５/５回

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
4



三山 裕三（みやま ゆうぞう）（昭和30年２月28日生）

再　任
社　外
独立役員

所有する当社の株式数　95,500株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和55年10月　司法試験合格
昭和58年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会）
昭和61年９月　三山裕三法律事務所開設
平成13年７月　三山総合法律事務所代表（現任）
平成19年４月　当社社外取締役（現任）
平成29年６月　株式会社インテージホールディングス社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

長年にわたる弁護士実務を通じて豊富な経験と高度な専門知識を有しており、主に企業統制と統治について、独立した立場から、助言、提言をいただいております。過去に社外取締役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き果たしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年5ヵ月となります。

取締役会への出席状況

５/５回

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
5



河本博隆（かわもと ひろたか）（昭和22年３月１日生）

再　任
社　外
独立役員

所有する当社の株式数　一株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和44年７月　通商産業省（現　経済産業省）入省（鉱山石炭局石炭部炭政課）
昭和56年５月　中小企業庁長官官房総務課長補佐（総括班長）
昭和61年11月　静岡県商工部長
昭和63年６月　資源エネルギー庁公益事業部ガス事業課長
平成４年６月　産業政策局商政課長
平成５年６月　国土庁計画・調整局総務課長
平成６年７月　特許庁審査第一部長
平成11年９月　全国石油商業組合連合会副会長
　　社団法人全国石油協会副会長
平成28年９月　当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

通商産業省（現　経済産業省）に入省以来、長年にわたり国家機関の要職を歴任された豊富な経験と見識で、経営全般にわたり独立した立場から、助言、提言をいただいております。過去に社外取締役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、取締役会の監督機能強化の役割を引き続き果たしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

取締役会への出席状況

５/５回

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

（注）1. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、三山裕三氏及び河本博隆氏との間で、社外取締役として職務を遂行するにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。
2. 三山裕三氏及び河本博隆氏は、東京証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしており、当社は両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。なお、当社が定めた社外役員の独立性判断基準は、14ページに記載のとおりであります。

第３号議案　監査役３名及び補欠監査役２名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名（うち社外監査役２名）の選任をお願いするものであります。

また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役２名の選任を併せてお願いするものであります。当該補欠監査役候補者のうち、関道弥氏は監査役田口詞男氏の補欠の候補者として、菊地将人氏は社外監査役の補欠の候補者としてそれぞれ選任をお願いするものであります。なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者及び補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位
1	田　口　詞　男（たぐち　つぐお）再任	常勤監査役
2	安　達　一　彦（あだち　かずひこ）再任 社外 独立役員	社外監査役
3	石　本　哲　敏（いしもと　あきとし）再任 社外 独立役員	社外監査役
4	関　　道　弥（せき　みちや）	補欠監査役、財務経理部長
5	菊　地　将　人（きくち　まさと）社外	補欠監査役

候補者番号
1



田口詞男（たぐちつぐお）（昭和23年５月５日生）

再　任

所有する当社の株式数　30,400株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

昭和42年４月　日本事務器株式会社入社
昭和52年４月　株式会社ドッドウエル　ビー・エム・エス入社
平成８年４月　同社大宮支店長
平成13年７月　同社事業推進部長
平成14年６月　同社メーリングシステム営業部長
平成14年12月　同社映像システム事業部販売２部長
平成15年３月　同社映像システム販売統括部長
平成15年５月　同社横浜支店長
平成16年８月　同社大宮支店長
平成19年４月　当社常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

当社グループにおける長年の経験と実績及び事業運営、販売管理に関する豊富な知識を有しており、公正で客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査しています。今後も経営の健全性の維持向上に貢献できると判断し、引き続き監査役候補者といたしました。

取締役会への出席状況

５/５回

監査役会への出席状況

５/５回

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
2



安達（あだち）　一彦（かずひこ）（昭和21年６月29日生）

再　任
社　外
独立役員

所有する当社の株式数　一株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

昭和46年４月　税務大学校講師
昭和47年９月　司法試験合格
昭和50年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会）
昭和55年４月　安達一彦法律事務所代表（現任）
平成８年６月　株式会社ドッドウエル　ビー・エム・エス監査役
平成19年４月　当社社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

長年にわたる弁護士実務を通じて豊富な経験と高度な専門知識を有しており、独立した立場から、客観的、中立的に取締役の業務執行状況を監査しています。過去に社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、今後も経営の健全性の維持向上に貢献できると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年５ヵ月となります。

取締役会への出席状況

５/５回

監査役会への出席状況

５/５回

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号
3



石本 哲敏（いしもと あきとし）（昭和37年６月１日生）

再　任
社　外
独立役員

所有する当社の株式数　一株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

昭和62年10月　司法試験合格
平成２年４月　弁護士登録（東京弁護士会）
平成12年４月　石本哲敏法律事務所代表（現任）
平成18年９月　株式会社ドッドウエル　ビー・エム・エス監査役
平成19年４月　当社社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

長年にわたる弁護士実務を通じて豊富な経験と高度な専門知識を有しており、独立した立場から、客観的、中立的に取締役の業務執行状況を監査しています。過去に社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、今後も経営の健全性の維持向上に貢献できると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年５ヵ月となります。

取締役会への出席状況

５/５回

監査役会への出席状況

５/５回

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

（注）1. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
社外監査役として職務を遂行するにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、安達一彦氏、石本哲敏氏の再任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。
2. 安達一彦氏及び石本哲敏氏は、東京証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしており、当社は両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。なお、当社が定めた社外役員の独立性判断基準は、14ページに記載のとおりであります。

＜補欠監査役候補者＞

候補者番号 4

関（せき）　道弥（みちや）（昭和28年１月23日生）

所有する当社の株式数　―株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

昭和51年12月　株式会社ドッドウエル　ビー・エム・エス入社
平成８年８月　同社経理部財務課長
平成12年８月　同社経理部副部長
平成12年10月　同社財務部副部長
平成17年３月　同社財務経理部長
平成19年４月　当社財務経理部長
平成25年６月　当社財務経理部担当部長
平成25年６月　グラフテック株式会社経理財務部長
平成28年２月　当社財務経理部長（現任）

補欠監査役候補者とした理由

当社グループにおける長年の経験と実績及び財務・経理・会計に関する豊富な知識を有しており、監査役に就任された場合に経営の健全性の維持向上に貢献できると判断し、補欠の監査役候補者といたしました。

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 5

菊地（きくち）　将人（まさと）（昭和51年１月22日生）

社　外

所有する当社の株式数　―株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

平成14年11月　司法試験合格
平成16年10月　弁護士登録（東京弁護士会）
平成21年２月　石本哲敏法律事務所入所（現任）
平成23年３月　日本弁護士連合会代議員
平成23年４月　東京弁護士会常議員
平成25年４月　東京弁護士会綱紀委員（現任）

補欠社外監査役候補者とした理由

弁護士実務を通じて培われた豊富な経験と企業経営を統治する十分な見識を有しており、社外監査役に就任された場合に経営の健全性の維持向上に貢献できると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

（注）1. 菊地将人氏が社外監査役に就任した場合、社外監査役として職務を遂行するにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
2. 菊地将人氏は、東京証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしており、当社は本議案において同氏の選任が承認され、監査役が法令に定める員数を欠くことにより社外監査役に就任する場合には、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、当社が定めた社外役員の独立性判断基準は、14ページに記載のとおりです。

（ご参考）

社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

当社においては、社外取締役及び社外監査役の独立性に関しては、以下の事項に該当しない場合を目安として独立性があると判断する。

1. 当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）又はその就任の前10年間においてそうであった者

2. 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10％以上の株主）、又は主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者及び監査役、又は最近５年間においてそうであった者

3. 当社が現在主要株主である会社の業務執行者及び監査役

4. 当社グループの主要な取引先（直近事業年度又は先行する3事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の2％を超える支払いをしている若しくは支払いを受けている）の業務執行者

5. 当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30％のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の業務執行者

6. 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者及び監査役

7. 当社グループの主要な借入先（注2）又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者及び監査役、又は最近3年間においてそうであった者

8. 当社グループの会計監査人又は監査法人等の社員、パートナー又は従業員である者、又は最近３年間においてそうであった者（現在退職している者を含む）

9. 上記8. に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

10. 上記8. に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2％以上の支払いを当社グループから受けた）の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者

11. 上記1. ～10. の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

（注）1. 業務執行者とは、業務執行取締役又は執行役員その他これらに準じる者及び使用人。
2. 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関グループであって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の2％を超える金融機関グループ。

以　上

（提供書面）事業報告（自　平成29年７月１日　至　平成30年６月30日）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や堅調な雇用・所得情勢を受けて穏やかな回復基調が継続しました。一方、海外において、米国経済の企業概況は堅調さを維持しているものの、中国経済は生産の伸びが拡大する一方で消費や投資の伸びが縮小しており、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような経済環境のもと、当社グループにおいては環境変化に機動的に即応し、効率性や採算性を考慮した社内体制の強化・整備を図り、利益重視の経営を推進いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は545億６千万円（前期比8.9％増）となり、営業利益は89億８千４百万円（前期比5.7％増）、経常利益は92億９千１百万円（前期比4.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は61億２千５百万円（前期比2.2％増）となりました。

事業のセグメント別の業績は次のとおりであります。

「セキュリティ機器」につきましては、堅調なマンション向けに加えて、一般法人向けも好調であった事により、売上高は121億１百万円（前期比4.1％増）、セグメント利益は46億４千４百万円（前期比6.4％増）となりました。

「カード機器及びその他事務用機器」につきましては、鉄骨業界向けの専用ＣＡＤソフトの販売が引き続き堅調に推移すると共に、NBS Technologies Inc. の業績が回復基調にあることから、売上高は63億６千４百万円（前期比27.0％増）、セグメント利益は９億２千６百万円（前期比40.3％増）となりました。

「情報機器」につきましては、海外市場におけるコンシューマ向け小型カッティングマシンの販売が前年並みに推移する一方、業務用カッティングマシンが好調に推移したものの、新製品の開発費用の増加に伴い、売上高は159億８千７百万円（前期比3.6％増）、セグメント利益は19億１百万円（前期比1.3％減）となりました。

「計測機器及び環境試験装置」につきましては、計測機器は堅調に推移したものの、新たに導入を開始した検査装置等の製造コストの改善に引き続き努めているため、売上高は21億９千７百万円（前期比2.2％減）、セグメント利益は１億６千万円（前期比46.8％減）となりました。

「設計事業」につきましては、受注案件が堅調に推移したこと等により、売上高は49億６千４百万円（前期比1.7％減）となったものの、外注原価の増加等によりセグメント利益は６億９千３百万円（前期比6.2％減）となりました。

「リース及び割賦事業」につきましては、売上高は95億２千万円（前期比25.2％増）、セグメント利益は２億１千６百万円（前期比26.4％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は９億４千６百万円で、その主なものは、生産設備及び金型、自社利用のソフトウエア及びリース資産等に係るものであります。

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (平成27年６月期)	第 10 期 (平成28年６月期)	第 11 期 (平成29年６月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (平成30年６月期)
売　上　高（百万円）	41,333	48,780	50,119	54,560
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	5,566	5,763	5,995	6,125
１株当たり当期純利益	117円53銭	121円70銭	126円60銭	129円35銭
総　資　産（百万円）	44,678	49,142	55,027	59,696
純　資　産（百万円）	31,398	34,138	39,209	43,707
１株当たり純資産額	662円95銭	720円81銭	827円90銭	922円89銭

（注）１株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。また、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ドッドウエルビー・エム・エス	2,992百万円	100%	セキュリティ機器、カードシステム及び事務用機器類の販売、保守サービス事業
グラフテック株式会社	3,000百万円	100%	計測機器及びコンピュータ周辺機器の製造販売
株式会社あい設計	45百万円	100%	構造設計、耐震診断を主体とした建築設計事業等

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ドッドウエルビー・エム・エス	東京都中央区日本橋久松町12番８号	12,762百万円	29,391百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、セキュリティ機器、カード機器、情報機器、設計事業等、多岐にわたる事業活動を展開しており、それぞれの事業分野ごとに課題を抱えております。

セキュリティ機器につきましては、事業の軸となるマンション市場においては、リプレイス・新規獲得ともに順調に推移しておりますが、導入機器の見直しを行い、利益構造の更なる改善が課題となっております。一般法人向け市場に対しては、価格競争力と高機能ラインアップをすみわけ、未参入市場への切り込みによるボリューム拡大及び施工業者の発掘と教育が課題となっております。

カード機器につきましては、金融機関や流通向けでは、キャッシュカードやクレジットカードの即時発行市場における販売促進が課題となっております。また、病院市場においては、新商品の投入、ハード販売から柔軟な提案による複合販売、高齢化社会に伴う老健・介護施設等への事業拡大を推進していくことが課題となっております。

情報機器につきましては、業務用商品が既に成熟しているものの、今後の拡大が期待できる欧州圏及びアジア圏での市場拡大を推進するとともに、北米市場を中心にホビー市場に特化し、Silhouette America, Inc. のクラフトホビー事業の一層の拡大が課題となっております。

設計事業につきましては、利益率の高い耐震診断業務が減少傾向にある中、官庁・民間の設計業務の受注が大きな伸びを見せています。今後は、設計品質の安定化向上、自社の強みを生かした営業体制及び技術体制の更なる強化を図ることが課題となっております。

当社グループは、業績の拡大と収益力の向上のため、こうしたそれぞれの事業体質をより強固にする課題解決のための施策を迅速に立案、実施する一方、ホールディングカンパニーとしての特長を活かしながら、内部統制機能の見直しと充実を図ることにより、コンプライアンス体制の一層の強化も図ってまいります。

⑸ 主要な事業内容（平成30年６月30日現在）

事業区分	主要業務
セキュリティ機器	セキュリティシステム機器の開発・製造及び販売
カード機器及びその他事務用機器	カード発行機器（病院向けカードシステム、金融向けカードシステム）及びその他事務用機器の開発・製造及び販売
情報機器	プロッタやスキャナ等のコンピュータ周辺機器の開発・製造及び販売、保守サービス等
計測機器及び環境試験装置	計測機器及び環境試験装置の開発・製造及び販売等
設計事業	構造設計、耐震診断を主体とした建築設計事業等
リース及び割賦事業	リース及び割賦の仲介業務
その他	カードリーダー、自動おしぼり製造機及び金属探知機の製造・販売並びにソフトウェアの開発・販売、セキュリティ機器、カード機器等の保守サービス等

（注）当連結会計年度より「保守サービス」は、事業区分としての量的な重要性が低下したため、「その他」に含めて表示することに変更いたしました。

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年６月30日現在）

当　　社	本　　社	東京都中央区日本橋久松町12番８号
株式会社 ドッドウエル ビー・エム・エス	本　　社	東京都中央区日本橋久松町12番８号
	支　　店	札幌支店（札幌市）、盛岡支店（盛岡市）、仙台支店（仙台市）、 高崎支店（高崎市）、大宮支店（さいたま市）、 東京支店（東京都千代田区）、千葉支店（船橋市）、 横浜支店（横浜市）、湘南支店（藤沢市）、新潟支店（新潟市）、 金沢支店（金沢市）、静岡支店（静岡市）、名古屋支店（名古屋市）、 京都支店（京都市）、大阪支店（大阪市）、神戸支店（神戸市）、 広島支店（広島市）、福岡支店（福岡市）、鹿児島支店（鹿児島市）
	営業所	青森営業所（青森市）、郡山営業所（郡山市）、 宇都宮営業所（宇都宮市）、水戸営業所（水戸市）、 長野営業所（長野市）、岡山営業所（岡山市）、 松江営業所（松江市）、松山営業所（松山市）、 高松営業所（高松市）、北九州営業所（北九州市）、 長崎営業所（長崎市）、熊本営業所（熊本市）
グラフテック 株式会社	本　　社	神奈川県横浜市戸塚区品濃町503番10号
	事業所	藤沢事業所（藤沢市）、戸塚事業所（横浜市）、 東京事業所（東京都中央区）、 中部事業所（名古屋市）、関西事業所（吹田市）
	海外拠点	オランダ（アムステルダム）、中国（上海）、タイ（バンコク）、 米国（カリフォルニア、テキサス、ユタ）、ウルグアイ
株式会社あい設計	本　　社	広島県広島市東区上大須賀町10番16号
	支　　社	札幌支社（札幌市）、仙台支社（仙台市）、埼玉支社（さいたま市）、 東京支社（東京都江東区）、名古屋支社（名古屋市）、 大阪支社（大阪市）、岡山支社（岡山市）、福山支社（福山市）、 広島支社（広島市）、呉支社（呉市）、山口支社（山口市）、 九州支社（福岡市）、大分支社（大分市）、鹿児島支社（鹿児島市）
	事務所	横浜事務所（横浜市）、新潟事務所（新潟市）、 四国事務所（松山市）、高知事務所（高知市）、 高松事務所（高松市）

⑺　使用人の状況（平成30年６月30日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
セキュリティ機器	294名	10名増
カード機器及びその他事務用機器	175名	12名減
情報機器	249名	5名増
計測機器及び環境試験装置	81名	6名増
設計事業	286名	6名減
リース及び割賦事業	3名	1名減
その他	220名	34名増
全社（共通）	35名	2名増
合計	1,343名	38名増

（注）１．使用人数は就業人員数を記載しております。なお、臨時雇用者数の記載は省略いたしました。
２．全社（共通）の使用人数は、当社の就業人員のうち、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
３．当連結会計年度より「保守サービス」は、事業区分としての量的な重要性が低下したため、「その他」に含めて表示することに変更いたしました。そのため、前連結会計年度末比較増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。
４．使用人数が増加した主な理由は、当連結会計年度より、株式取得によりイシモリテクニックス株式会社を連結子会社としたためであります。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35名	2名増	46.8歳	16.5年

（注）１．使用人数は就業人員数を記載しております。なお、臨時雇用者数の記載は省略いたしました。
２．平均勤続年数は、出向受入者の当社グループ内での勤続年数を加算しております。

⑻　主要な借入先の状況（平成30年６月30日現在）

該当する事項はありません。

⑼　その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年６月30日現在）

① 発行可能株式総数　220,000,000株
② 発行済株式の総数　56,590,410株
③ 株主数　10,175名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
佐々木　秀吉	110,055百株	23.24%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	49,311百株	10.41%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	32,634百株	6.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	30,632百株	6.47%
ＳＴＡＴＥ　ＳＴＲＥＥＴ　ＢＡＮＫ　ＡＮＤ　ＴＲＵＳＴ　ＣＯＭＰＡＮＹ	10,525百株	2.22%
ＪＰ　ＭＯＲＧＡＮ　ＣＨＡＳＥ　ＢＡＮＫ　385166	8,455百株	1.79%
あいホールディングス社員持株会	7,630百株	1.61%
第一生命保険株式会社	7,600百株	1.60%
野村信託銀行株式会社（退職給付信託・三菱ＵＦＪ信託銀行口）	6,400百株	1.35%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	6,085百株	1.28%

（注）１．当社は、自己株式9,230,959株を保有しておりますが、上記大株主の中には含めておりません。
２．持株比率は、自己株式9,230,959株を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年６月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐々木　秀吉	最高経営責任者（ＣＥＯ） 株式会社ドッドウエル　ビー・エム・エス代表取締役社長 グラフテック株式会社代表取締役社長 株式会社あい設計代表取締役会長
代表取締役社長	大島　昭彦	株式会社ドッドウエル　ビー・エム・エス取締役 株式会社あい設計取締役
取締役	吉田　周二	管理本部長 日本電計株式会社社外取締役
取締役	三山　裕三	三山総合法律事務所代表 株式会社インテージホールディングス社外取締役
取締役	河本　博隆	
常勤監査役	田口　詞男	
監査役	安達　一彦	安達一彦法律事務所代表
監査役	石本　哲敏	石本哲敏法律事務所代表

（注）１．取締役三山裕三氏及び取締役河本博隆氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、取締役三山裕三氏及び取締役河本博隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
２．監査役安達一彦氏及び監査役石本哲敏氏は、社外監査役であります。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役又は社外監査役として職務を遂行するにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を、全ての社外取締役及び社外監査役と締結しております。

③　取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取締役	5名	108百万円
（うち社外取締役）	（2名）	（12百万円）
監査役	3名	13百万円
（うち社外監査役）	（2名）	（5百万円）
合計	8名	121百万円
（うち社外役員）	（4名）	（17百万円）

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成19年２月23日開催の株式会社ドッドウエル　ビー・エム・エス及びグラフテック株式会社の臨時株主総会において、当社設立に関する事項として、年額40,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成19年２月23日開催の株式会社ドッドウエル　ビー・エム・エス及びグラフテック株式会社の臨時株主総会において、当社設立に関する事項として、年額9,000万円以内と決議いただいております。

ロ．社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当する事項はありません。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役三山裕三氏は、三山総合法律事務所代表及び株式会社インテージホールディングス社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役安達一彦氏は、安達一彦法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役石本哲敏氏は、石本哲敏法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	三山裕三	当事業年度開催の取締役会５回全てに出席しており、上記のほか、書面決議を２回行いました。 弁護士として企業法務に精通しており、豊富な経験に基づき、適時、適切な発言を行っております。
取締役	河本博隆	当事業年度開催の取締役会５回全てに出席しており、上記のほか、書面決議を２回行いました。 国家機関の要職を歴任された豊富な経験に基づき、専門的見地から適切な発言を行っております。
監査役	安達一彦	当事業年度開催の取締役会５回全てに出席しており、上記のほか、書面決議を２回行いました。 監査役会５回全てに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から適切な発言を行っております。
監査役	石本哲敏	当事業年度開催の取締役会５回全てに出席しており、上記のほか、書面決議を２回行いました。 監査役会５回全てに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から適切な発言を行っております。

⑷　会計監査人の状況

①　名称　PwCあらた有限責任監査法人

②　報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③　非監査業務の内容
該当する事項はありません。

④　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑸　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①　業務の適正を確保するための体制の概要
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底する。また、徹底を図るため、内部監査室においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括する。
内部監査室は、当社及び子会社から成る企業集団のコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その活動を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、顧客情報及び営業秘密等を管理するため「情報管理規程」を定めるとともに、社内外を問わず業務上の全ての情報を保存及び管理するため「文書管理規程」を定める。
取締役会その他の重要会議の意思決定に関する情報や、その他の重要決裁に関する情報についても、「文書管理規程」に基づき文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの情報を閲覧できる。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「リスク管理規程」を定め、各部門のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
内部監査室は、当社及び子会社から成る企業集団におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の効率的な業務執行を確保するため、経営方針及び経営戦略に関する重要事項については、子会社の取締役の参加を適宜求めつつ、代表取締役会長、代表取締役社長、その他の取締役によって構成される経営会議において事前に十分な審議を行うこととし、その上で、原則四半期ごとに開催される取締役会に諮り決定する。

ホ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、企業集団各社の重要事項の決定等に関し情報の共有化を図るとともに、企業集団全体の内部統制システムを構築し、その有効かつ適切な運用を進める。

内部監査室は、企業集団各社の業務遂行状況等の監査を実施し、その結果を企業集団各社の責任者に報告する。企業集団各社の責任者は、必要に応じて内部統制の改善を実施する。

ヘ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。

ト．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命、異動等の人事に係る事項の決定には、監査役会の意見を尊重する。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けない。

チ．当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、監査役に対して、重大な法令・定款違反又は会社に著しい損害を及ぼす虞のあることを発見した場合には、速やかに報告、情報提供を行うものとし、報告したことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行の状況を把握するため、必要がある場合には当社及び子会社の取締役及び使用人等に説明を求めることができる。

リ．監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ヌ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役会長、代表取締役社長及びその他の取締役等と定期的に情報・意見交換を実施する。また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等、連携を図る。

ル．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス規程」を定め、当局と連携しつつ企業集団全体として、社会の秩序や安定に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切関係を持たない。

また、コンプライアンスマニュアルにおいて、反社会的勢力に対する行動指針を示し、取締役及び使用人への周知徹底を図る。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ．取締役の職務執行

取締役会規則に基づき取締役会を開催し、各議案の審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換により、意思決定及び監督の実効性を確保しております。

ロ．コンプライアンス及びリスクの管理

コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス・ホットラインを常設し、コンプライアンス違反行為や疑義等を報告する内部通報制度を運用しております。また、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けることがないよう徹底しております。なお、当社及び子会社から提出されるリスク管理報告書等により、当社グループ内において期間中の法令違反、内部通報等のコンプライアンス及びリスク関連事項が発生していないことを確認しております。

ハ．当社グループの業務の適正化

子会社の重要事項の決定については、関係会社管理規程に基づき、当社が適宜事前承認を行い、業務の適正を確保しております。また、内部監査室は、子会社に対して内部監査を実施しており、当社グループの業務の適正化に対応したモニタリングを行っております。

ニ．監査役監査

監査役は、監査役会規程に基づき監査役会を開催し、監査に関する重要な事項についての報告を受け、協議を行い、又は決議するとともに、監査役監査規程に基づき、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、法令及び定款並びにその他の諸規則に準拠して、公正不偏な立場で監査を実施しております。また、監査役は、内部監査室・会計監査人等との情報交換等を通じて連携を図り、内部統制システムの整備と運用状況等について、効果的に監査を行っております。

⑹ 会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

連結貸借対照表（平成30年６月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	41,106	流動負債	11,907
現金及び預金	20,948	支払手形及び買掛金	3,938
受取手形及び売掛金	7,677	リース債務	4,021
リース投資資産	4,361	未払金	1,008
商品及び製品	4,756	未払費用	479
仕掛品	551	未払法人税等	1,156
未成工事支出金	189	前受金	527
原材料及び貯蔵品	1,003	賞与引当金	130
前払費用	378	製品保証引当金	0
繰延税金資産	457	受注損失引当金	6
短期貸付金	394	その他	636
その他	430	固定負債	4,081
貸倒引当金	△44	リース債務	1,018
固定資産	18,589	繰延税金負債	236
有形固定資産	7,525	退職給付に係る負債	1,339
建物及び構築物	1,470	長期前受収益	1,178
土地	4,626	その他	308
リース資産	470	負債合計	15,988
その他	958	（純資産の部）	
無形固定資産	3,244	株主資本	43,885
のれん	2,889	資本金	5,000
リース資産	30	資本剰余金	9,030
ソフトウエア	156	利益剰余金	34,555
その他	168	自己株式	△4,700
投資その他の資産	7,819	その他の包括利益累計額	△211
投資有価証券	1,964	その他有価証券評価差額金	250
関係会社株式	4,521	為替換算調整勘定	△412
長期貸付金	71	退職給付に係る調整累計額	△49
繰延税金資産	1,029	非支配株主持分	33
その他	251	純資産合計	43,707
貸倒引当金	△18		
資産合計	59,696	負債純資産合計	59,696

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（自　平成29年７月１日　至　平成30年６月30日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		54,560
売上原価		32,900
売上総利益		21,659
販売費及び一般管理費		12,674
営業利益		8,984
営業外収益		
受取利息及び配当金	8	
持分法による投資利益	360	
その他	41	409
営業外費用		
支払利息	8	
為替差損	68	
その他	26	102
経常利益		9,291
特別利益		
投資有価証券売却益	136	
その他	1	137
特別損失		
固定資産除却損	8	
事業構造改革費用	21	
その他	3	32
税金等調整前当期純利益		9,396
法人税、住民税及び事業税	3,075	
法人税等調整額	185	3,260
当期純利益		6,135
非支配株主に帰属する当期純利益		9
親会社株主に帰属する当期純利益		6,125

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（自　平成29年７月１日　至　平成30年６月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年７月１日　期首残高	5,000	9,030	30,134	△4,698	39,466
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,704		△1,704
親会社株主に帰属する当期純利益			6,125		6,125
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		0		0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	0	4,421	△2	4,418
平成30年６月30日　期末残高	5,000	9,030	34,555	△4,700	43,885

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成29年７月１日　期首残高	121	△344	△58	△281	24	39,209
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,704
親会社株主に帰属する当期純利益						6,125
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	128	△67	9	70	9	79
連結会計年度中の変動額合計	128	△67	9	70	9	4,497
平成30年６月30日　期末残高	250	△412	△49	△211	33	43,707

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（平成30年６月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,533	流動負債	1,974
現金及び預金	631	短期借入金	1,100
売掛金	53	１年内返済予定の長期借入金	60
前払費用	5	未払金	120
繰延税金資産	3	未払費用	1
短期貸付金	1,037	未払法人税等	671
未収入金	1,774	未払消費税等	9
その他	26	預り金	7
固定資産	25,858	賞与引当金	4
有形固定資産	0	固定負債	365
工具、器具及び備品	0	長期借入金	355
無形固定資産	11	その他	10
ソフトウエア	7	負債合計	2,340
その他	3	（純資産の部）	
投資その他の資産	25,846	株主資本	27,084
投資有価証券	1,452	資本金	5,000
関係会社株式	24,019	資本剰余金	15,788
繰延税金資産	3	資本準備金	1,045
長期貸付金	363	その他資本剰余金	14,742
その他	7	利益剰余金	11,031
		利益準備金	204
		その他利益剰余金	10,826
		繰越利益剰余金	10,826
		自己株式	△4,734
		評価・換算差額等	△33
		その他有価証券評価差額金	△33
		純資産合計	27,051
資産合計	29,391	負債純資産合計	29,391

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（自　平成29年７月１日　至　平成30年６月30日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		3,459
売上原価		－
売上総利益		3,459
販売費及び一般管理費		526
営業利益		2,932
営業外収益		
受取利息	38	
受取配当金	65	
雑収入	3	108
営業外費用		
支払利息	17	
為替差損	10	
その他	0	28
経常利益		3,012
特別利益		
関係会社株式売却益	7	7
税引前当期純利益		3,020
法人税、住民税及び事業税	46	
法人税等調整額	2	48
当期純利益		2,971

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（自　平成29年７月１日　至　平成30年６月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成29年7月1日　期首残高	5,000	1,045	14,742	15,788	204	9,559	9,764	△4,731	25,820
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△1,704	△1,704		△1,704
当期純利益						2,971	2,971		2,971
自己株式の取得								△2	△2
自己株式の処分			0	0				0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	1,266	1,266	△2	1,264
平成30年6月30日　期末残高	5,000	1,045	14,742	15,788	204	10,826	11,031	△4,734	27,084

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年7月1日　期首残高	△19	△19	25,801
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,704
当期純利益			2,971
自己株式の取得			△2
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△14	△14	△14
事業年度中の変動額合計	△14	△14	1,249
平成30年6月30日　期末残高	△33	△33	27,051

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年８月17日

あいホールディングス株式会社
　取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　萩　森　正　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　達　也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、あいホールディングス株式会社の平成29年７月１日から平成30年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あいホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年８月17日

あいホールディングス株式会社
　取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　萩　森　正　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　達　也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、あいホールディングス株式会社の平成29年７月１日から平成30年６月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年７月１日から平成30年６月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年８月17日

あいホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　田　口　詞　男　㊞

社外監査役　安　達　一　彦　㊞

社外監査役　石　本　哲　敏　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会 場 時事通信ホール（時事通信ビル2階）

住 所 東京都中央区銀座五丁目15番8号　**電 話** 03-3546-6606

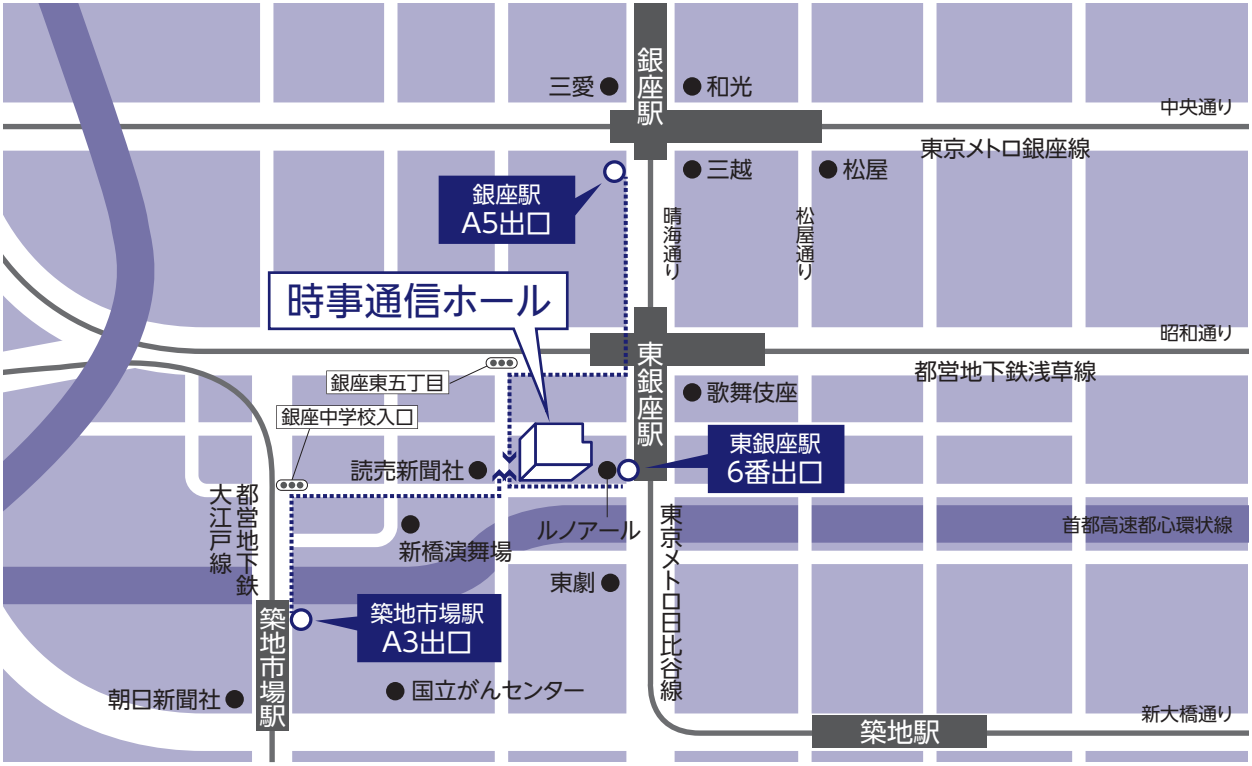

交通のご案内				
	東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線	「東銀座駅」	6番出口	徒歩1分
	都営地下鉄大江戸線	「築地市場駅」	A3出口	徒歩6分
	東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線	「銀座駅」	A5出口	徒歩7分

＊駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT